

# 用船(本島中南部地区)(単価契約)仕様書

那覇海上保安部

## 1. 契約件名

用船(本島中南部地区)(単価契約)

## 2. 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 3. 概要

本用船は、本島中南部地区の別図(運航基準図)に記載する航路標識(灯台及び灯浮標)の運用に係る保守・点検及び調査等に用するものであり、請負者は、船舶の定係地又は別途指示する箇所から上記航路標識まで当庁職員等(最大6名)を乗船させ、且つ、当該標識へ移乗及び同標識から用船への移乗を行わせ、その出港地又は別途指示する箇所を下船させるものである。

## 4. 航行海域及び使用船舶使用予定回数

No.	航行海域	使用船舶	使用時間	予定回数
1	用船(渡名喜島周辺)	交通船	8時間まで	1
2	用船(渡嘉敷、座間味周辺)	〃	8時間まで	4
3	用船(チービシ、慶良間前島周辺)	〃	8時間まで	3
4	同上	〃	4時間まで	1
5	用船(那覇港内周辺)	〃	8時間まで	2
6	同上	〃	4時間まで	2
7	用船(那覇港以北周辺)	〃	8時間まで	3
8	同上	〃	4時間まで	2
9	用船(那覇港以南)	〃	8時間まで	4
10	同上	〃	4時間まで	2
11	用船(港川漁港周辺)	〃	8時間まで	1

## 5. 用船資格

次の事項に該当するものであること。

- (1)「海上運送法第20条」に定める不定期航路事業を営むための届出を行っているほか、関係諸法令に従い違反がないこと。
- (2) 用船に使用する船舶は、標識または船着場等に達着させる際に必要な防舷物等を装備していること。
- (3) 用船の船長は、標識または船着場等への達着に必要な知識と技能及び当該海域の海象による状況等を把握する知識と経験を有していること。
- (4) 用船の船長は、小型船舶操縦者遵守事項である発航前検査を発航前検査チェックリストに沿って確実に実施すること。
- (5) 航路標識の事故発生時等に船舶の定係地から運航が可能であること。

## 6.提出書類

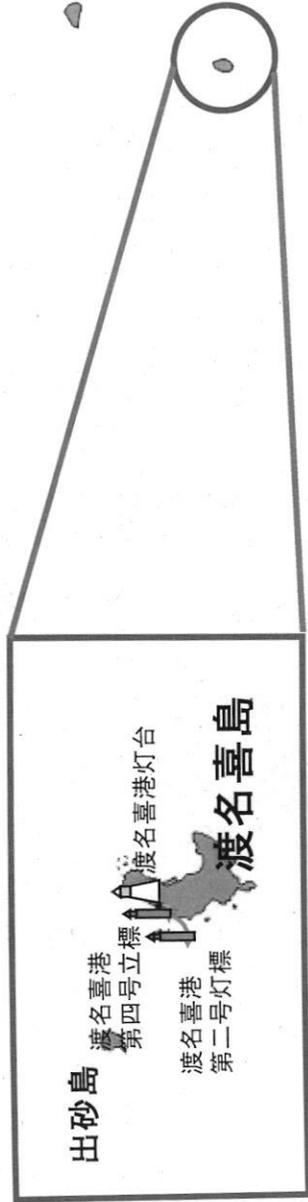
契約締結後、請負者は用船に使用する船舶の船舶検査証、船舶検査手帳及び船長の小型船舶操縦免許証の写しを速やかに提出すること。また、契約期間内に有効期限が切れる書類等については、期限前に更新のうえ、その写しを速やかに提出すること。

## 7.その他

- (1) 本契約は、那覇海上保安部交通課検査職員の検査合格をもって完了とする。
- (2) 本仕様書に疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 回数については予定であり、増減があっても異議申し立てしないこととする。
- (4) 代金の請求については一ヶ月分を取りまとめのうえ請求するものとし、代金の支払いについては請求に基づき行うものとする。
- (5) 用船契約の履行に際し、請負者に責任がある事故等が発生した場合は、請負者の責任において処理すること。ただし、天災地変等請負者の責めに帰すことができない事由があるときはこの限りでない。
- (6) 詳細は、「第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。

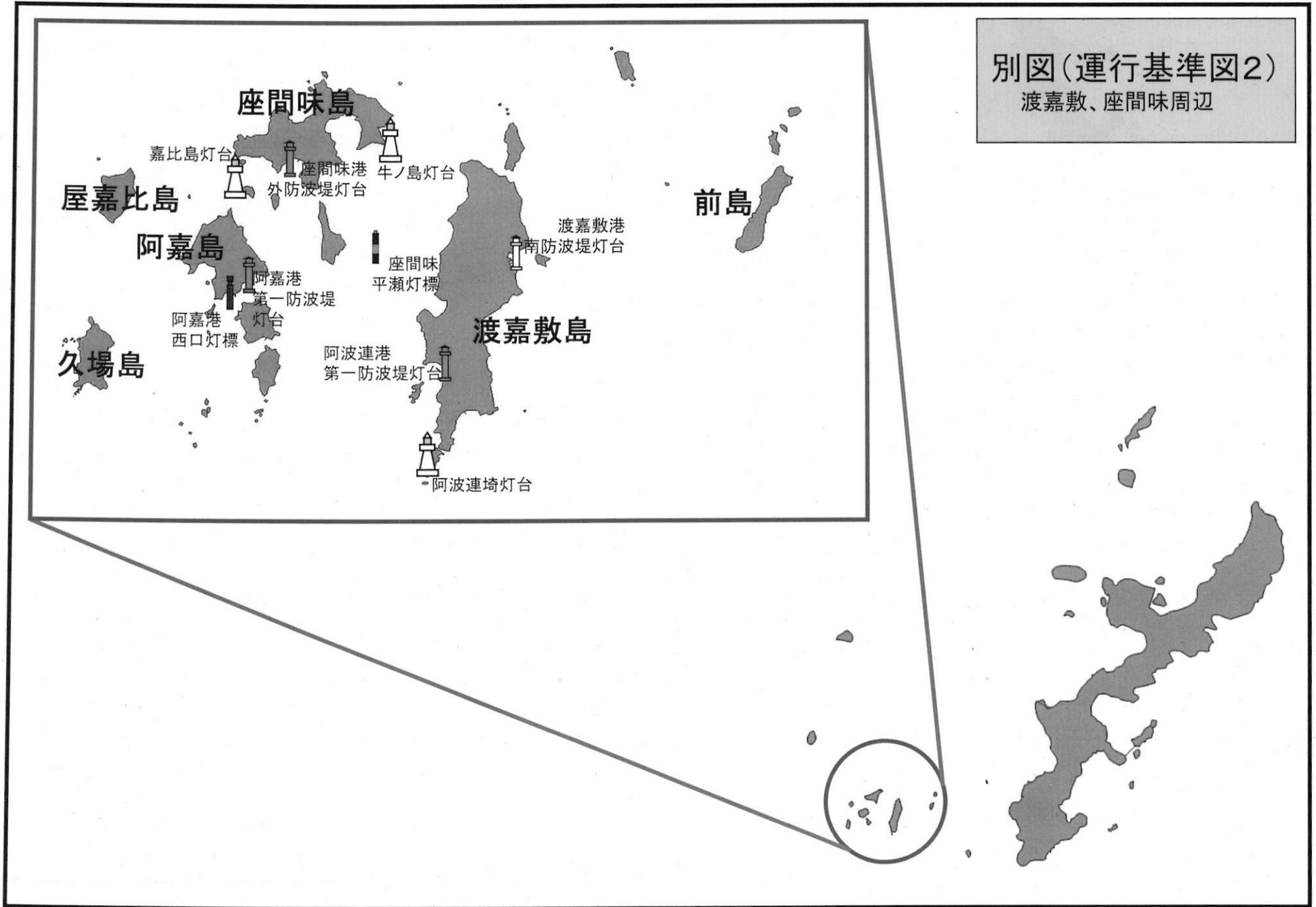
# 別図(運行基準図1)

渡名喜島周辺



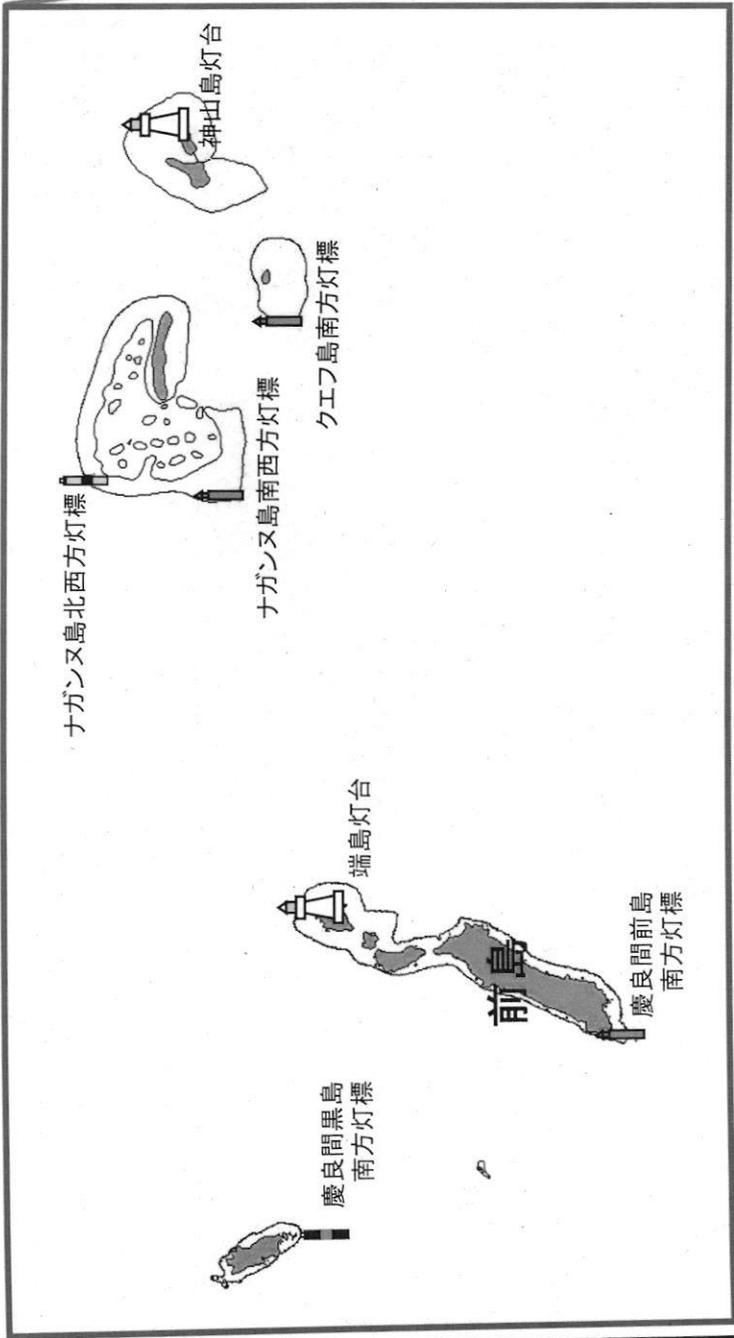
別図(運行基準図2)

渡嘉敷、座間味周辺

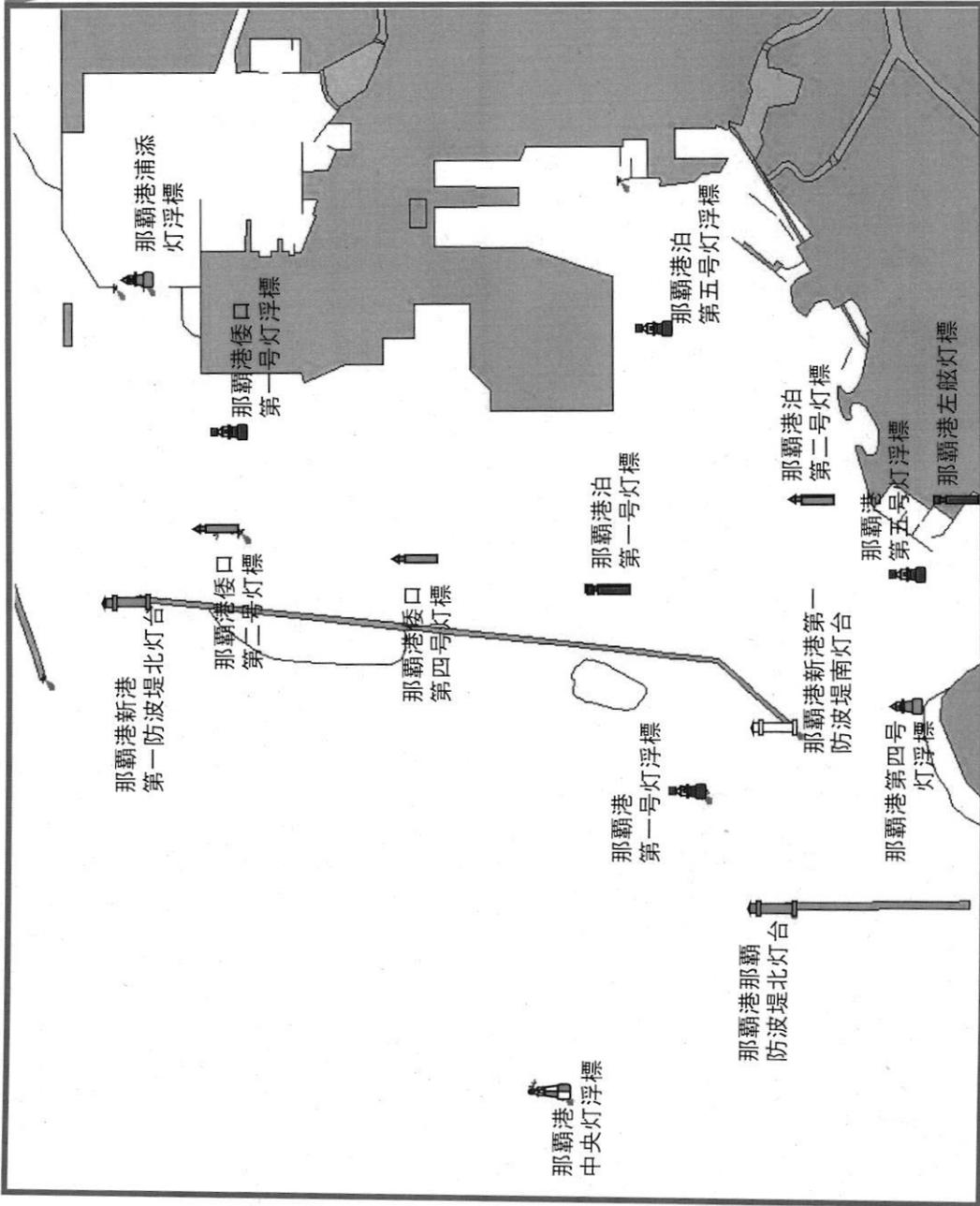


# 別図(運行基準図3)

チービシ、慶良間前島周辺

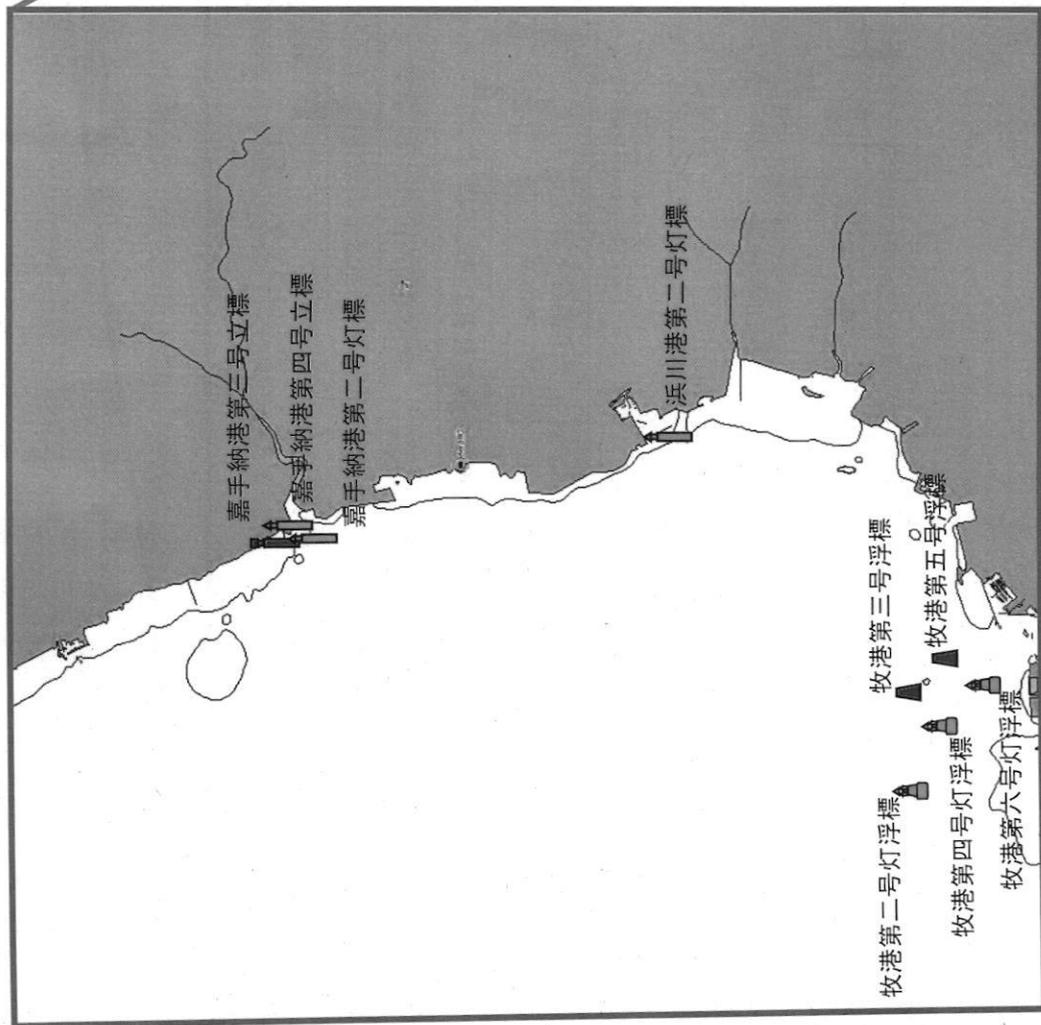


別図(運行基準図4)  
那覇港内周辺

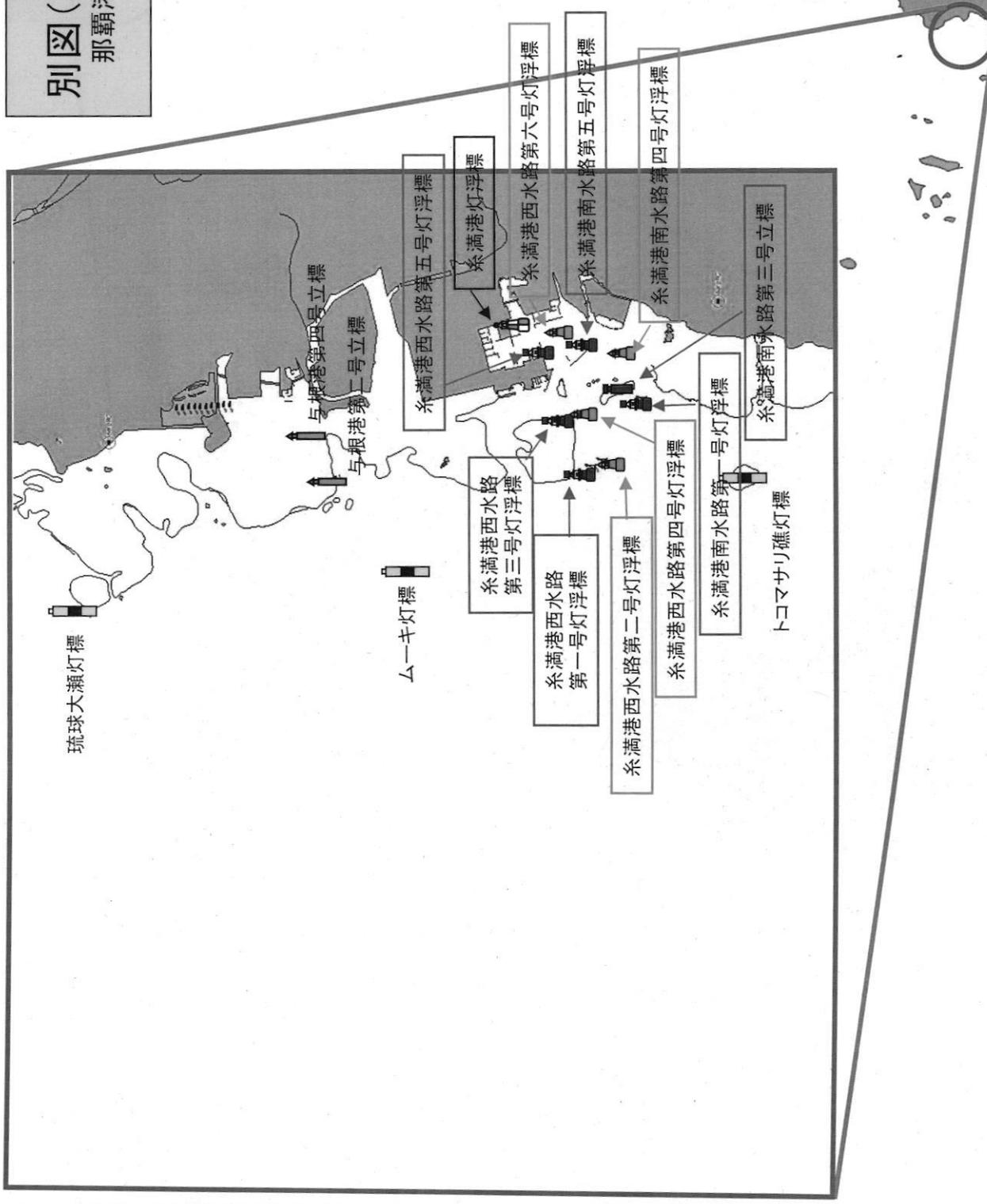


# 別図(運行基準図5)

那覇港以北周辺

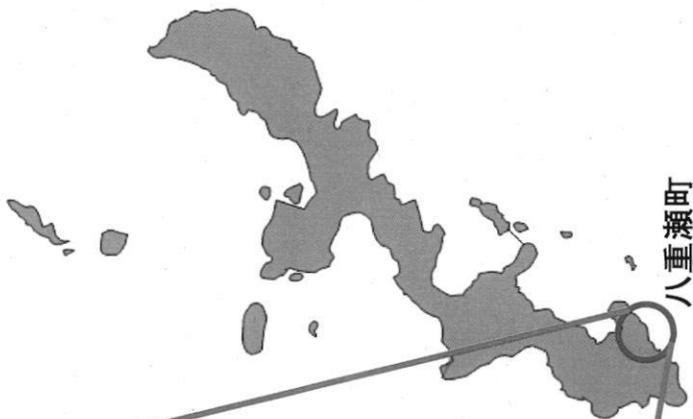
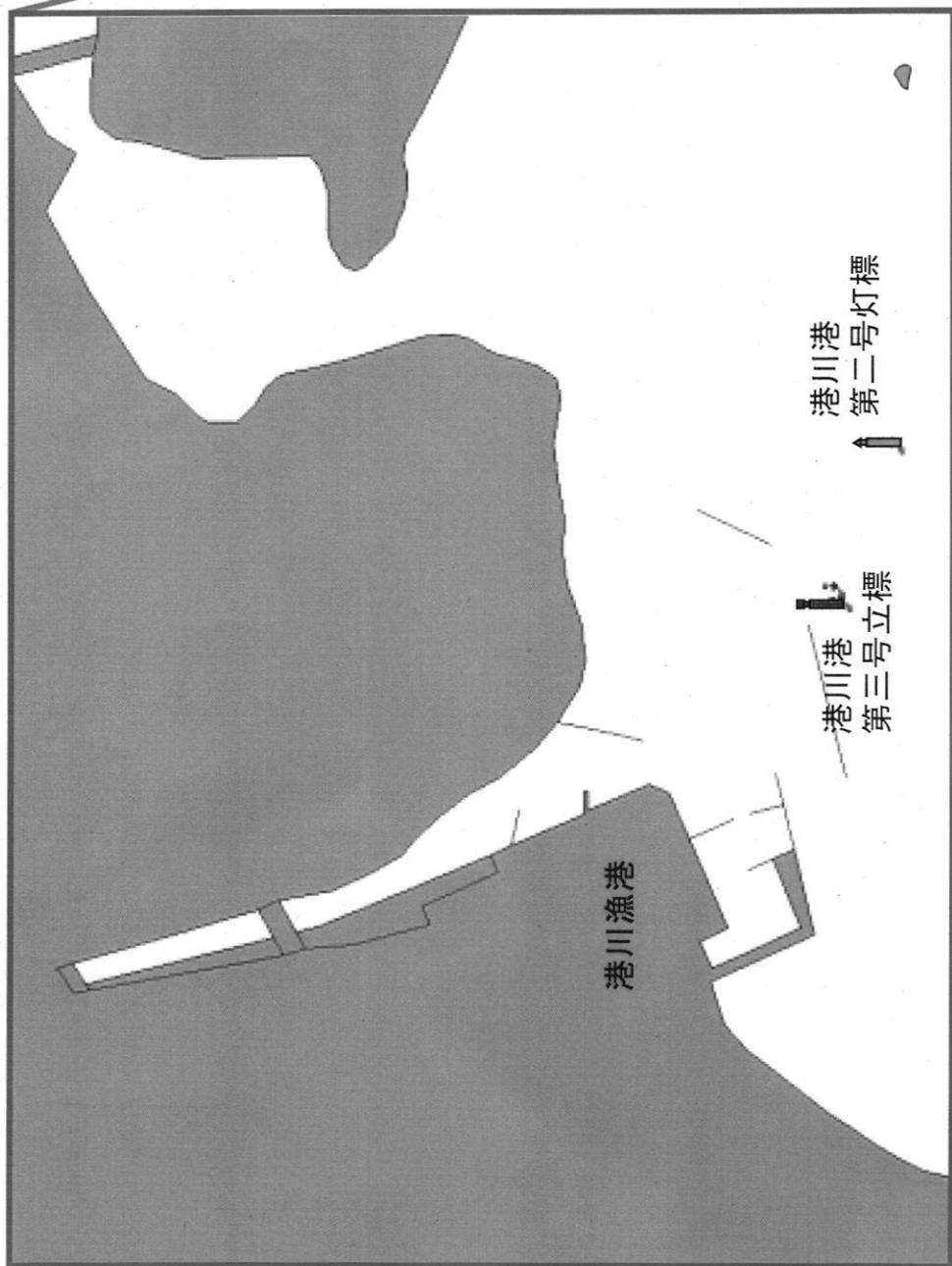


別図(運行基準図6)  
那覇港以南



別図(運行基準図7)

港川漁港周辺



八重瀬町